

# 「寒高いじめ防止基本方針」

山形県立寒河江高等学校

## 1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

なお、ここでの「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものや、けんかやふざけ合い、好意から行った行為等を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめの態様の共通確認→冷やかし・からかい・悪口、仲間はずれ・無視、ぶつかる・叩く・蹴る、お金・持ち物の強要、お金や物の盗難、嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことの強要、パソコン・携帯電話での誹謗中傷等》

## 2 いじめ未然防止のための取組

### （１）教職員による指導について

- ①平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ②いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり、一人一人を活かす言語活動を重視した協調学習を進める。同時に、クラスや部活動等の人間関係を把握して、自分の居場所や仲間との絆を感じ取ることができるような教育活動を推進する。

### （２）生徒に培う力とその取組

- ①いじめ防止に向けて、生徒には他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操やお互いの人格を尊重する態度を培う。
- ②自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ③言語活動を重視した授業展開により、人間関係形成・社会形成能力等、学びや協働のための汎用能力を高める。
- ④学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができるような機会を提供し、自尊感情や自己有用感が高められるようにする。
- ⑤上記のような力を総合的に培うため、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動、ボランティア活動、ピア・サポート活動などを推進する。
- ⑥授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや互いに信頼し合える集団づくりを行う。

### (3) いじめ防止等のための対策の組織と具体的な取組

①いじめ防止といじめを認知した場合の対応等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策委員会（ハート委員会）」を置く。

ア 校内職員：校長、教頭、教務課長、生徒保健課長、学年主任、保健主事、養護教諭

イ 校外関係者：PTA代表（1名）、学校運営協議会委員代表（1名）、学校医、スクールカウンセラー

※ 委員長は校長（校長不在の時は教頭）とする。委員会の主管を生徒保健課とし、事務局長を生徒保健課長とする。

※ 緊急対応時には、当該学級担任、当該部活動顧問を交え、委員会を開催する。

#### ②「いじめ防止対策委員会（ハート委員会）」の具体的取組

ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等。

イ いじめ調査アンケートの実施。

ウ いじめの相談・通報の窓口として対応。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応を行う。

### (4) 生徒の主体的な取組

生徒会による呼びかけ運動や啓発活動など、生徒自身がいじめ問題について主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。また、各種行事や特別活動等を通して、絆を深め、問題解決力を育むと共に、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

### (5) 家庭・地域との連携

学校のホームページやPTA総会、学年通信等を通じて「寒高いじめ防止基本方針」の情報を積極的に公開し理解を得るとともに、疑いのある事案等について意思疎通を密に図っていく。

## 3 早期発見の在り方

### (1) 「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫

①いじめは、大人が気づきにくい形（目につきにくい時間や場所、インターネット上など）で行われることを認識する。発するサインが小さくても、積極的にいじめを認知していく。また、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりしたり、軽視したりすることは絶対あってはならない。

②被害に遭った生徒が分かった場合、被害生徒の心情に寄り添って傾聴する。

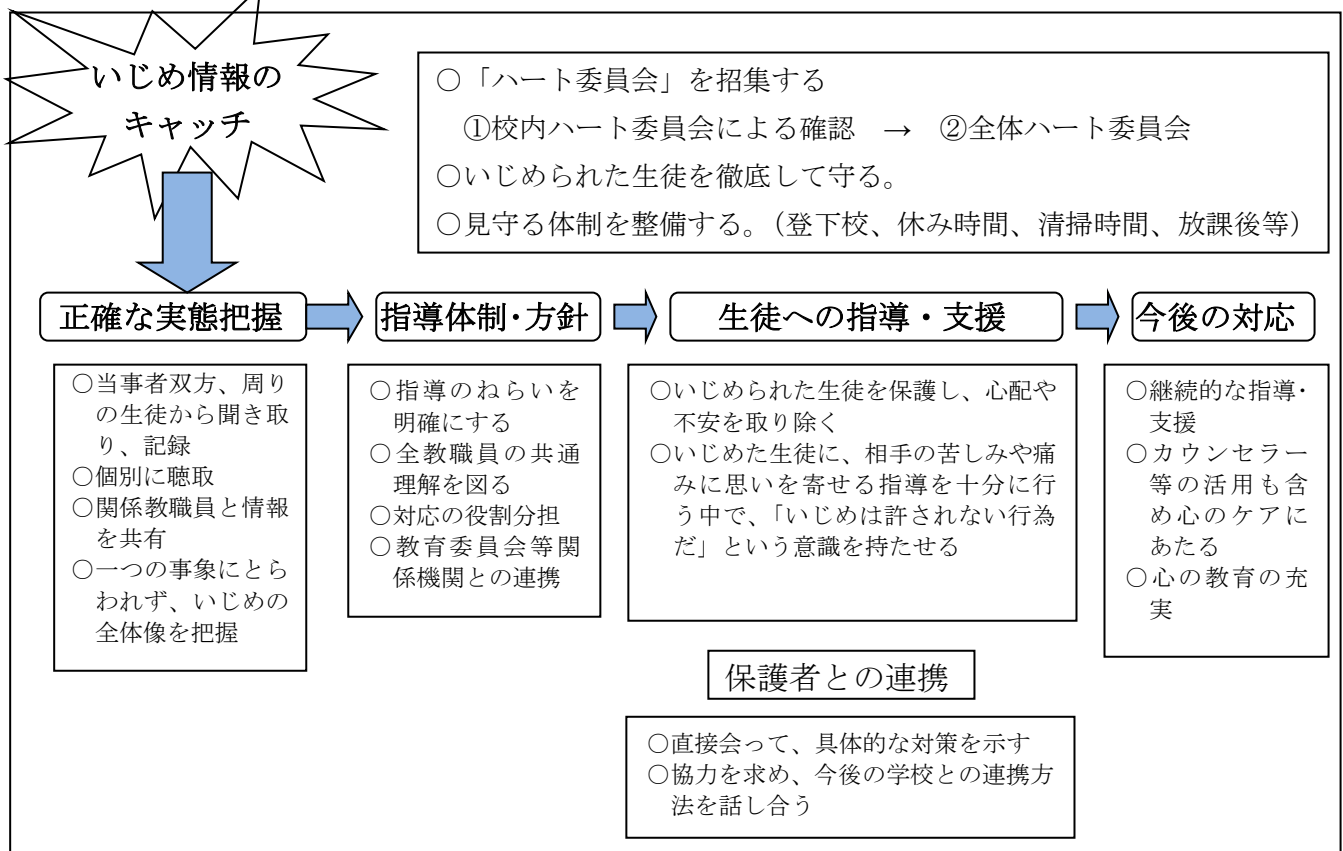
③遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりする比較的

「目に見えやすいいじめ」がある。このような行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

## (2) 早期発見のための具体的な取組

- ①生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう教職員用チェックリスト等を活用し状況把握に努める。いじめの芽を発見した際には、その情報をハート委員会に報告し、組織的な対応を行う（担任等が一人で抱え込まない）。
- ②生徒・保護者が相談しやすい環境づくりを行う。
  - ア 定期的な「いじめ発見調査アンケート」（6月、11月の年2回実施）により、生徒や保護者の声に出せない声を拾い上げる機会を設定する。
  - イ クラス経営において、二者面談や学級日誌、Classi等を活用し、生徒の悩みや交友関係を把握する。
  - ウ 生徒・保護者に、学校のほかに、県教育センターの24時間いじめ相談ダイヤル等を周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを理解させる。
- ③生徒の相談に対し、悩みを過小評価したり、真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

## 4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）



## (1) いじめ対応の基本的な流れ

- ①いじめを認知した場合、躊躇なくすぐに「ハート委員会」に報告し、校長のリーダーシップのもと、指導体制・方針、当該いじめに関わる生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、保護者との連携の在り方など組織的に事案の対応にあたる。
- ②「ハート委員会」において、被害に遭っている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守り抜くことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行う。なお、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。またプライバシーにも十分に留意する。

## (2) いじめと認知した場合の対応

### ①被害生徒及びその保護者への対応

#### ア いじめを認知した際の対応

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝え、その生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、当該生徒の安全を確保する

#### イ いじめられた生徒への対応

その生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。さらに、状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

### ②加害生徒及びその保護者への対応

#### ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、加害生徒に対しては、必要に応じて心理や福祉等の外部専門家や警察等の関係機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

#### イ いじめた生徒への対応

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### ③集団へのはたらきかけ

いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### ④いじめの解消

少なくとも、次のアとイの要件を満たす必要がある。

ア 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）

イ 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

## 5 ネット上のいじめへの対応

### （1） ネット上のいじめ

① 「ネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

② 「ネット上のいじめ」の特徴

ア インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、被害が短期間で深刻化し、しかも生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

イ ネット上に一度流出した個人情報とは、回収することが困難となり、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

ウ 保護者や教師などの大人が、生徒のスマートフォン等の利用状況を把握することが難しく、「ネット上のいじめ」の実態把握が難しい。

エ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、ネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象となり得る。

### （2）未然防止の取組

①情報化への対応として、IT機器の積極的な活用と同時に情報モラル教育を徹底するとともに、研修会等で教員の指導力向上を図る。

②インターネットの利用状況把握や家庭内におけるルールづくり、フィルタリングをかけるなど、家庭・地域、PTAと連携・協力し、生徒が被害者にも加害者にもならないように努める。

### （3）早期発見への取組

「ネット上のいじめ」も現実の人間関係が強く反映されている場合が多いので、現実の人間関係をしっかり把握する。

#### (4) 早期対応への取組

ネット上の不適切な書き込みや画像の掲載等については、被害の拡大を避けるため、管理者やプロバイダに速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。その際、掲示板のURLや不適切なメール等を控えたり、プリントアウトしたり、デジタルカメラで撮影するなどして証拠となる内容を保存する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### 6 配慮すべき生徒への対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 【配慮すべき生徒】
- ① 発達障がいを含む、障がいのある生徒
  - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
  - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
  - ④ 被災生徒

#### 7 重大事態への対処

##### ◆重大事態とは？

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
  - ＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞
  - 生徒が自殺を図った場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### 基本的な対処 ―いじめがあったのではないかとの前提で事実に向き合う―

校長は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに県教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、直ちに所轄警察署に通報する（※）。重大事件が発生した場合には、事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査組織については、県教育委員会において判断する。（※いじめ防止対策推進法第23条に基づく）

## 8 点検・評価と不断の見直し

### (1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ・いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されているかを踏まえて目標を立てる。
- ・「ハート委員会」は、本校の基本方針の策定や見直し、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、いじめ問題に関する取組が機能しているか点検し、常に見直しを図りながらPDCAサイクルで検証を行う。

平成26年3月19日 策定

平成26年4月3日 施行

平成30年4月1日 一部改訂